

## 令和4年度 群馬県立安中総合学園高等学校 部活動方針

### 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

### 2 本年度の部活動

#### (1) 本年度設置する部活動について

運動部14部、文化部15部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

##### 【運動部】

野球 サッカー ラグビー ソフトテニス ソフトボール（女）  
バスケット（男） バスケット（女） バレーボール（男） バレーボール（女）  
卓球 陸上競技 剣道 ダンス 弓道

##### 【文化部】

JRC 家庭 茶道 吹奏楽 美術 文芸 パソコン 和太鼓 演劇 ファーム  
写真 メカトロ 将棋 簿記 食品

#### (2) 活動日及び活動時間について

##### ①週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上休養日を設定する。（時期によっては積極的休養も含む）  
※なお、大会参加等により、やむを得ず週1日の休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。
- ・オフ期には土、日曜日の休業日設定も検討する。

##### ②長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間も検討する。

##### ③活動時間

- ・平日は、長くとも3時間程度とする。
- ・学校休業日は、長くとも3時間程度とする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
- ・定期テスト前には学習時間が確保できるように配慮する。

##### ④朝練習について

- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮して実施する。

#### ⑤参加する大会等の精選

高等学校体育連盟、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

### 3 安全対策について

①事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。

②生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。

③事故等発生時の初期対応の大切さを確認する。(応急処置、救急車要請、管理職や保護者への報告)

※AEDの設置場所 ①保健室前 ②蚕糸会館前自販機

### 4 経費について

①活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

②各部において部費を徴収する場合は、保護者の理解を得た上で金額を決定する。

③帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。

### 5 その他

#### (1) 外部指導者について

①専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のため、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

②活用する場合は、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

#### (2) 部活動検討委員会

①校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒会顧問、体育主任からなる部活動検討委員会にて、本年度の活動方針について協議する。

②学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言をいただく。

#### (3) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対にしない。

### 附則

平成30年6月 施行

平成31年4月 一部改訂 2 (2) ③学校休業日 4時間→3時間

令和 2年4月 一部改正 2 (1) 部活数変更

令和 3年4月 一部改正 2 (1) 部活数変更